

白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）特記仕様書

1 概要

所 在 地	1 白幡仲町公園（子供用プールに限る。）：神奈川区白幡仲町 17 番 2 六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）：神奈川区六角橋 6 番地の 1
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>1 白幡仲町公園（子供用プールに限る。） 神奈川区の北部に位置する白幡仲町公園（街区公園）内に、昭和 38 年に設置された子供用プールです。指定管理区域はプールとその関係施設のみであり、他の園地は指定管理区域外となり、神奈川土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：平成 21 年度（缶体全面塗装） プールサイド：大規模改修は未実施 外柵・パーゴラ等：平成 21 年度（パーゴラ塗装（25m プール）） ろ過装置：平成 4 年度（更新） 減菌装置：平成 21 年度（更新） 管理棟：平成 30 年度（天井修繕、漏水修繕）、平成 29 年度（ドレン・裏天井ボード修繕）、平成 28 年度（底の漏水修繕）</p> <p>2 六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。） 神奈川区の北部に位置する六角橋公園（街区公園）内に、昭和 12 年に設置されたプール及び子供用プールです。指定管理区域はプールとその関係施設のみであり、他の園地は指定管理区域外となり、神奈川土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：平成 27 年度（子供用プール缶体全面塗装） 平成 21 年度（25m プール缶体全面塗装） プールサイド：平成 26 年度（更新（子供用プール））、平成 20 年度（更新（25m プール）） 外柵・パーゴラ等：平成 29 年度・平成 21 年度（外柵更新（25m プール）） ろ過装置：平成 29 年度（配管修繕（子供用プール））、平成 22 年度（更新） 減菌装置：平成 21 年度（更新） 管理棟：平成 30 年度（シャワー壁ブロック塀修繕、倉庫応急修繕）、 平成 28 年度（トイレ洋式化）、平成 13 年度（外壁塗装、屋根防水）</p>
面積	1 白幡仲町公園（子供用プールに限る。）：指定管理区域面積：1,198m ² 2 六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）：指定管理区域面積：1,671m ²
有料施設	25m プール（六角橋公園のプール）、子供用プール（両公園施設共通）
主な公園施設	<p>1 白幡仲町公園（子供用プールに限る。） (1) 児童用プール 長さ 18m、幅 14m、深さ 0.6～0.7m、水量 309 t、プールサイド面積 548 m²</p>

	<p>(2) 幼児用プール 台形(面積：48 m²)、深さ 0.4～0.6m、水量 18 t、プールサイド面積 140 m²</p> <p>(3) 管理棟（更衣室、トイレ、管理室） 竣工年度：平成 3 年度、建築面積：124 m²（2 階建、延床面積：152 m²） ロッカー：男性：54 女性：54</p> <p>2 六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>(1) 25mプール 長さ 25m、幅 14m、深さ 1.0～1.2m、水量：385 t、プールサイド面積：480 m²</p> <p>(2) 子供用プール そら豆形(面積：84 m²)、深さ 0.4～0.5m、水量 41 t、プールサイド面積：227 m²</p> <p>(3) 管理棟（更衣室、トイレ、管理室） 竣工年度：昭和 41 年度、建築面積：127 m²（2 階建、延床面積：220 m²） ロッカー：男性：198 女性：144 子供用プール：36</p>
--	---

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数
点検	照明設備 (両公園施設 共通)	指定管理区域内	巡回点検 毎日(開場期間中)
	ろ過装置等 (六角橋公園)	1 25mプール： ミウラ化学装置 PA90-215 2 子供用プール： ミウラ化学装置 PA24-203	巡回点検 毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄 3 年に 1 度 程度（推奨実施年度：令和 7 年度）
	ろ過装置等 (白幡仲町公 園)	ミウラ化学装置 PA100-210AT	巡回点検 毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄 3 年に 1 度 程度（推奨実施年度：令和 9 年度）
	滅菌装置 (六角橋公園)	日曹ハイクロネ ーターN-15 室内タンク100ℓ 貯留タンク2.0m ³	巡回点検 毎日(開場期間中)
	滅菌装置 (白幡仲町公 園)	日曹ハイクロネ ーターN-10 室内タンク100ℓ 貯留タンク10m ³	巡回点検 毎日(開場期間中)
	照明設備	建物内	定期点検 1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定
	ろ過装置・滅菌 装置・ポンプ等	機械設備	定期点検 1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定 電流値測定・異音等確認
修理	空調設備	管理棟エアコン	定期点検 1回/3か月、法定簡易点検
修理	照明設備	指定管理区域内	ランプ交換 隨時

(両公園施設共通)	プール関連設備	指定管理区域内	小破修繕等	点検時・随时
	修繕	各々設備	部品交換等	隨時

3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(2) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園施設を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する2公園施設の統括施設長1名と、それぞれの公園施設の施設長及び副施設長を配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。また、指定管理業務に関係のない人員配置は認めません。

(3) 管理棟について

両公園施設とも管理棟2階の集会施設は、地元自治会が利用調整及び日常的な管理を行っており、指定管理区域には含みませんが、協議を実施して双方の管理責任範囲を明確にし、指定管理業務に支障がないようにしてください。ただし、消防設備については集会施設についても、法定点検を行い、所轄消防署に「消防設備等点検結果報告書」を提出してください。

(4) 白幡仲町公園プールの閉場期間中について

指定管理区域内のプールは可動床式となっており、プール閉場期間中はゲートボール場として地元管理運営委員会が利用調整及び日常的な管理を行っています。閉場期間中は地元管理運営委員会の管理運営となるため、協議を実施して双方の管理責任範囲を明確にし、指定管理業務に支障がないようにしてください。また、可動床の起動等開場時及び閉場時の準備については十分に日程を確保し、地元管理運営委員会との連携を図ってください。

(5) 利用者の命を守る重要な業務であることを踏まえ、安全管理に係るすべての指定管理者職員は必ず、公園のプールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、開場期間前に十分な研修や訓練を行ってください。また、応募団体のノウハウを含めた研修や訓練及び、公園のプール全体がくまなく監視できるよう十分な数の監視員の配置について、様式14及び様式15で必ず提案をしてください。

(6) 横浜市公園条例により、プール及び子供用プールは下記の利用料金上限額を定めています。

プール：1回につき800円

1時間につき300円

1日につき100,000円（貸切）

子供用プール：1時間につき60円

条例で定める上限額の範囲で利用料金を設定し、利用料金収入見込み額を様式24にて提案してください。

4 課題等（様式25記載事項）

(1) 2つの公園施設を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。

(2) 公園のプール利用者の駐車について

公園内やその周辺において、自転車等の駐車が見受けられます。駐車対策について提案してください

さい。

(3) 施設の長寿命化について

施設の老朽化が進んでいますが、その対策として応募団体の考える施設の長寿命化に係る取組について、応募団体の創意工夫に基づき提案してください。

(4) プールの利用者増に係る取組について

応募団体が考える、公園プールならではの利用者増の取組やプール閉場期間中の施設利活用について、魅力向上や維持管理の観点を含めた創意工夫の提案をしてください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(6) その他公園施設の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。